

預金商品の概要 [要求払預金]

平成 30 年 4 月 2 日

1. 商品名 (愛称)	無利息型普通預金
2. ご利用いただける方	法人・個人
3. 期間	特に期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預け入れできます。 1 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	随時払戻できます。
6. 利息	利息はつきません。
7. 税金	利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	キャッシュカードによる支払等の場合にはカード規定に定める手数料を徴求することがあります。(手数料一覧をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	ICキャッシュカードがご利用できます。 一般普通預金からの無利息型普通預金へ変更、無利息型普通預金から一般普通預金への変更が可能です。
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部<u>お客様相談窓口</u> (9 時～17 時、電話 0120-454-585) までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話 03-3517-5825) 並びに関東地区しんきん相談所 (9 時～17 時、電話 03-5524-5671) でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249) が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会 (電話 : 055-235-7202) が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u> または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>

13. その他参考となる 事項	公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 預金保険制度により、決済用預金として全額保護の対象となります。
--------------------	---